

平成 19 年 1 月 15 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 竺 文彦



占有許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川改修記念公園)

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整琵琶占調第 28 号にて意見照会の
ありました下記占有許可施設について、河川管理者が対象施設
の占有許可の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事
項を具申いたします。

対象施設の概要

施設の名称	野洲川改修記念公園
場 所	守山市笠原町地先 (左岸 3.8km 付近)
占有施設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場
申請者	守山市
占有面積	23,097.01m ²

1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、旧野洲川南流の締切箇所の堤防を安定させるためと、非常用土砂等を備蓄するために、堤防の裏側に盛土をした野洲川南流側帯に設置されたものである。

占用施設としては、昭和 63 年にゲートボール場、平成 8 年にサッカー場、平成 9 年にグラウンドゴルフ場が設置され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されている。

当該箇所は、河川敷に位置しているが、高水敷ではなく堤防の堤内地側（側帯）に位置する部分の占用である。このため、「川でなければできない利用」の観点からは、河川の自然環境に与える影響は少ないと考えられる施設で、生物の生息環境の連続性を分断する恐れも少ないと判断する。

当委員会は、スポーツ施設等の本来河川敷以外で利用されるべき施設は縮小していくことが原則であるが、野洲川改修の歴史的経緯を経て昭和 63 年から設置され、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図れている現状と、水害歴史を紹介する場としての観点から、継続使用が妥当と考える。さらに利用者の利便性を考慮した施設の有効利用と駐車場に関する改善を要望するものである。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えます。

【占用許可期限の更新についての意見】

- ①グラウンドゴルフ場はあまり利用されておらず、維持管理も十分でない状態である。利用を図ることのできる形に変更をするか、返却の検討をされたい。また、他の野洲川河川公園の代替候補地点として検討をされたい。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ①占用施設のための駐輪場、駐車場が設置されておらず、来場者は、道路上に駐車している。対話集会では、駐車場設置の要望が多く寄せられており、駐輪場、駐車場の整備を検討されたい。

2. 検討の経緯

平成 18 年 1 月 16 日		意見照会書の受理
平成 18 年 1 月 20 日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認
平成 18 年 3 月 3 日	委員会	委員による意見交換 申請者から申請理由・内容についての説明
平成 18 年 8 月 31 日	意見交換会	委員による意見交換 申請者から申請内容についての補足説明
平成 18 年 10 月 3 日	委員会	委員による意見交換 委員による占用許可期間更新について協議

以上